

日本農林規格等に関する法律の 有機JASに関する指導の件数等

令和5年6月
農林水産省

有機JASに係る国（農林水産省）による令和4年度下半期（令和4年10月～令和5年3月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

<指導の件数>

	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考) 命令
令和3年度	6	8	14	0
令和4年度	11	18	29	0

<指導の品目区分別の状況>

	生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	米	畜産物	計	農産加工品	畜産加工品	その他の加工品
令和3年度	3	1	2	0	12	11	1	0
令和4年度上半期	5	4	1	0	8	6	0	2
令和4年度下半期	8	5	3	0	14	11	0	3

注：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例があり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	不適切な有機 等の表示	輸入品に不適切な 「オーガニック」等の表示	その他 有機関係の違反	計
令和3年度	11	3	1	15
令和4年度上半期	11	2	0	13
令和4年度下半期	20	0	2	22

注：指定農林物資に係る名称の表示に関する違反に対する指導の実績を集計したもの。

：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

（資料） 令和4年度下半期における指導の状況：資料1
令和4年度下半期における指導の分類：資料2

令和 4 年度下半期における指導の状況

施行年月	事業者 所在地	品目		主な違反内容	
		品目 区分	品目	主な違反区分	主な違反内容
令和 4 年 1 0 月	和歌山	加(農)	乾燥果実	不適切な「有機」 等の表示	有機 J A S マークが付されて いないものに「Organic」と表 示
		米	袋詰玄米	不適切な「有機」 等の表示	有機 J A S マークが付されて いないものに「有機」と表示
令和 4 年 1 0 月	神奈川	加(農)	コーヒー	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和 4 年 1 1 月	神奈川	加(農)	菓子類	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和 4 年 1 2 月	神奈川	加(農)	焼き菓子	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和 4 年 1 2 月	千葉	農	きくらげ	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機 J A S 認定」と表示
		加(農)	乾燥きくらげ	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機 J A S 認定」と表示
令和 4 年 1 2 月	東京	加(他)	清涼飲料水	不適切な「有機」 等の表示	有機 J A S マークが付されて いないものに「有機」、 「Organic」と表示
令和 5 年 1 月	岡山	農	りんご	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに有 機農産物の名称の表示
令和 5 年 1 月	岐阜	米	袋詰玄米	その他有機関係の 違反	格付けの表示と紛らわしいマー クの付与及び不適切な「オー ガニック」等の表示
		加(農)	穀類加工品	その他有機関係の 違反	格付けの表示と紛らわしいマー クの付与及び不適切な「オー ガニック」等の表示
令和 5 年 1 月	神奈川	加(他)	調味料	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和 5 年 2 月	青森	農	にんにく	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機栽培」と表示
令和 5 年 2 月	東京	加(農)	シリアル	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「Organic」、「オーガニック」と 表示

施行年月	事業者 所在地	品目		主な違反内容	
		品目 区分	品目	主な違反区分	主な違反内容
令和5年2月	福岡	農	なす	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに、 「オーガニック」と表示
令和5年2月	福岡	加(農)	コーヒー	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに、 「有機栽培」及び「有機」A S栽培」と表示
令和5年3月	京都	加(農)	茶	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和5年3月	北海道	加(他)	健康補助食品	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに有 機と表示
令和5年3月	神奈川	加(農)	パン	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機」と表示
令和5年3月	佐賀	加(農)	柚子胡椒	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機栽培」と表示
		農	柑橘類	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機栽培」と表示
令和5年3月	福島	米	袋詰精米	不適切な「有機」 等の表示	指定農林物資でないものに 「有機栽培」と表示

(注) 品目区分は、以下のとおり略記している。

農：生鮮農産物、米：玄米・精米、加(農)：農産加工品、加(他)：その他の加工品

令和4年度下半期における指導の分類

指導件数		18
品目区分	違反区分	件数
生鮮食品	総計	8
	農産物 合計	5
	不適切な「有機」等の表示	5
	野菜 小計	2
	不適切な「有機」等の表示	2
	果実 小計	2
	不適切な「有機」等の表示	2
	その他の農産物 小計	1
	不適切な「有機」等の表示	1
	米 計	3
	不適切な「有機」等の表示	2
	その他有機関係の違反	1
	畜産物 計	0
加工食品	総計	14
	農産加工品 合計	11
	不適切な「有機」等の表示	10
	その他有機関係の違反	1
	野菜加工品 小計	1
	不適切な「有機」等の表示	1
	果実加工品 小計	2
	不適切な「有機」等の表示	2
	米加工品 小計	0
	その他の農産加工品 小計	8
	不適切な「有機」等の表示	7
	その他有機関係の違反	1
	畜産加工品 計	0
	その他の加工食品 計	3
	不適切な「有機」等の表示	3

注：1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。